

# 官報号外

昭和三十七年四月二十七日

## ○第四十回衆議院会議録 第四十二号

昭和三十七年四月二十七日(金曜日)

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議事日程 第三十九号  
昭和三十七年四月二十七日  
午後二時開議

第一 臨時医療報酬調査会設置法  
(内閣提出)

第二 家庭用品品質表示法案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件  
国土を美しくする決議案(簡牛九夫君外九名提出)

第三 新産業都市建設促進法  
(内閣提出)

第四 臨時医療報酬調査会設置法  
(内閣提出)

第五 家庭用品品質表示法案(内閣提出、参議院送付)

第六 新産業都市建設促進法  
(内閣提出)

第七 道路運送車両法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第九 土地の美しくする決議案(提出者)

第十 土地の美しくする決議案(提出者)

第十一 土地の美しくする決議案(提出者)

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

○議長(清瀬一郎君) 午後二時十九分開議  
(委員会審査省略要求案件)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○田邊國男君 外九名提出、国土を美しくする決議案は、提出者の

要求の通り委員会の審査を省略してこ

の際これを上程し、その審議を進めら

れることを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認められます。よって、日程は追加せられました。

○議長(清瀬一郎君) 国土を美しくする決議案を議題といたします。

右の議案を提出する。  
昭和三十七年四月二十六日

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。簡牛九夫君。

〔簡牛九夫君登壇〕

○簡牛九夫君 ただいま議題となりました国土を美しくする決議案について、提案の理由を申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。簡牛九夫君。

〔簡牛九夫君登壇〕

○簡牛九夫君 ただいま議題となりました国土を美しくする決議案について、提案の理由を申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。簡牛九夫君。

〔簡牛九夫君登壇〕

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。簡牛九夫君。

〔簡牛九夫君登壇〕

下平正一 前田築之助  
内海清 井堀繁男  
秋山利恭外二十一名

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。簡牛九夫君。

〔簡牛九夫君登壇〕

並びに騒音の防止の励行を徹底すること。

一 道路、公園、河川、交通機関等の充実を図り、迅速かつ衛生的処理を行なうよう行政指導すること。

公共施設における衛生、清掃設備を改善充実し、その管理を完全にするために必要な予算的措置を講ずること。

一 都市におけるじんあい処理機構の充実を図り、迅速かつ衛生的処理を行なうよう行政指導すること。

自然の美しさを保持し、美しい環境を造形して行くことは、文化国家の国民としての理想であり、また当然の義務である。

世界にその秀でたる風光を等しく認められ、古き歴史と良き伝統についても、いかわれたわが国の数多くの文化的資源は、われわれ国民一人一人の手によつて永久に保護し存続させ、享受せねばならない。

しかしに、近時その美しさになかなか所に所見せられる風物は、まさに理想に遠く冒とくに近いと言わざるを得ない。

よつて政府は、自然美の維持と文化財の保護及び環境の美化のため、諸施策を強力かつ迅速に実施し、もつて、わが国の文化的水準をこう揚べきである。

一 政府は、閣内に關係閣僚による総合的機関を設置して基本的対策を講ずること。

一 国土開発、都市形成に当たつては、自然美の存置に細心の意を払は、いやしくも美觀及び觀光的効果を阻害することのないよう特別の配慮を講ずること。

一 国立公園を始めとして、各種公園施設、及び代表的觀光地周辺における建築物、交通機関の路線設定等重要な影響を及ぼす事項について、自然美保持を考慮し、また、屋外廣告物の禁止、整理、

自然の美しさを保持し、美しい環境を造形して行くことは、文化国家の国民としての理想であり、また当然の義務である。

世界にその秀でたる風光を等しく認められ、古き歴史と良き伝統についても、いかわれたわが国の数多くの文化的資源は、われわれ国民一人一人の手によつて永久に保護し存続させ、享受せねばならない。



をむさぼっています。全国至るところの景勝地は破壊され、さくがめぐらされ、景色を見るために料金を取られるようになつてきました。千古の密林は切り開かれ、ケーブルカーが走り、自然美と開発との調和はそろばんの前にさえぎられております。小鳥の声は車のきしみにかわり、清流はうたげのかずきを洗うに使われ、清淨な月は赤いネオンに隠される日も近い。これこそ政府の自由放任主義と無方針なばらばらのセクショナリズムの行政運営と、風雅を解せざる責任であります。

法隆寺は保存されている。しかし、その周囲に鉄筋の建物が乱立したらどうだらうか。比叡山の根本中堂のまわりにはみやげ品店が軒を並べ、千年の杉が一本もなくたとしたらどうでもしようか。お城は昔のままのりっぱなものが保存されています。しかし、それを取り巻くお堀や川が隅田川のごく悪臭ふんぶんとしていたらどうぞうか。清淨な湖水に污水を流すの手をこまねいて見ていたり、風景上最も重要なところに広告塔を許したり、ふさまな建物を許可することはやめるべきであります。

政府はこの際、自然の利用と保護の調和を、一部の商業資本の立場からではなく、国民的視野から総合した基本的な計画を立てるべきであります。私は、国土を美化することの成果は、政府の決意をもつた積極的な施策にかかるとしていると存じます。敗戦によつて、文化国家、平和国家を宣言した私たち日本こそ、文化を破壊し、国土を荒廃し、人類に滅ぼをもたらす戦争や戦争準備をやめて、明るい豊かな平和な国土建設を進めるべきであります。

よく落ちる戰闘機よりも、山野や道路を荒らす重戦車よりも、まず国民の生

活環境改善のために、大幅な予算の増額を実行すべきであります。

人はだれしもが美しいものを愛します。日本国民は昔からきれい好きだといわれております。施設が完備され、いつもきれいに、よこすことのできな

い美しい環境が作られることによつて、自然と国民の公徳心も高まり、真の国民の理解と協力ある運動ともなります。

ここに、私は、本決議案に盛られた諸点については、政府はおざなりな対策でなく、東京オリンピックを二年後

に控え、世界の人々に見られて恥ずかしくない美しい国土、美しい豊かな国民を作るために、積極果敢なる施策を断行することを強く要望いたしまして、

○議長(清瀬一郎君) 諸君の討論は終局いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君

この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を  
求めます。社会労働委員会理事柳谷清  
三郎君。

長治府志

[報告書は本号末尾に掲載]

○相名第三回　たたかず問題となる  
ました臨時医療報酬調査会設置法案に  
つきまして、社会労働委員会における  
審議の経過並びに結果について御報告  
申し上げます。

社会保険等の調査報告書に、厚生大臣が中央社会保険・医療協議会に詳問して決定しておりますが、従来の経緯にかんがみ、今回社会保険等の適正な医療報酬の決定に資するため、適正妥当な医療報酬の算定の基準に関する事項を調査審議する機関として、総理府に臨時医療報酬調査会を設置しよろとどるものが、本案提出の理由であります。

ます、調査会は委員五名をもつて組織し、委員は学識経験者のうちから内

次に、調査会は、関係行政機関に對して資料の提出のほか、必要な協力を求める事ができ、また、関係団体に對してその意見を申し出る機会を与えてなければならないことになつておるのであります。なお、調査会の存続期間は二年であ

本法案は、二月二十二日本委員会に付託、同月二十八日小平総理府総務長官の提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、本法案の重要性にかんがみ、去る四月二十五日の委員会において、参考人として日本医師会長武見太郎君、健康保険組合連合会会長安田彦四郎君、早稲田大学教授末高信田邊誠君外四名より修正案が提出され、田邊委員より趣旨の説明があり、次いで、修正案に対する質疑があつて、討論の後、採決に入りましたところ、修正案は少數で否決され、本案は多數をもつて原案の通り可決すべきものと議決された次第であります。これらの詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 討論の通告があります。これを許します。河野正君。

〔河野正君登壇〕

○河野正君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案となりました臨時医療報酬調査会設置法案に対する討論を行なわんとするものであります。(拍手)

本論に入るに先だち、一言論及いたしますことは、今日、国会正常化が叫ばれ、かつ、正常化のための真摯な努力が行なわれて、本法案の委員会が審議に際しましても、何ら反省の色もなく、なお数人の質問者を残してい

るにかかわらず、一方的に多数で質疑され、打ち切り、国会正常化のルールをじゅうりんし、言論を抑圧したのが民主的な態度であります。また、その責任を私どもは追及せざるを得ないのを承知であります。

さて、本法案の反対の討論を行なつて、まず第一に指摘せねばならぬ重要な点は、本法の目的が、法にいたる適正な医療報酬の算定にあるにあらず、して、片や医師会の強い反対にあり、一方支払い団体よりの強い突き上げに困惑した自民党が、公的医療機関の設立規制を内容とした医療法の一部改正を提案し、これと引きかえに本法を成立せしめんとした全く党利党略の法案であるといふ点であります。(拍手)これが本法案に反対する第一の理由であります。

さらに、御承知のこととく、池田総理は、今日まで口を開けば社会保障の最高優先を強調して参られました。この言葉は、かつての貧乏人は麦飯を食ふと言つたいわゆる麦飯論と対照的であつた言葉だけに、国民は今日まで大きな期待を持つて見守つて参つたのであります。にもかかわりませず、所得倍増計画あるいは高度成長政策の発展につれて、一枚看板でございました社会保障が大きく後退し、ついには福知山の記者会見では、物価高騰の責任は国民にあると、全く国民を欺瞞し、冒瀆する態度に出たのであります。この豹変した態度は、今日までの低姿勢の衣からよろいをかいま見た思いで国民はりつ然といいたしめたのであります。

しかるに、あらためて指摘するまでもなく、医療報酬調査会の設置は、適正な医療報酬の算定の基準に関する調

それがたかも社会保障であるかのとく国民を欺瞞して参りましたことは、これまた断じて許しがたいのです。物と金に支配され、人間尊重をじゅうりんした国民医療は、社会保障の前途を暗たんたらしめるもので、われわれの断じて容認し得ざる点あります。すなわち、今日の皆保険体制の中、国保、日雇保険等は、経済成長の過程で次第に零細化し、抜本的対策が樹立せられない限り、現在の国庫負担の増額のみではまかないきれることは明らかであります。しかしに、一方、かつては赤字に悩んだ政府管掌の健保は逐次黒字を重ね、ここに成長産業と軒轅零細事業との明暗をきわめて露骨に現わすに至つたのであります。このように、皆保険による医療保障が逆に国家を二分して、かえつて貧富の差を拡大したことは、全く許しがたいと思うであります。しかも健保連合会は五千億の含み資産を持ち、共済組合は一兆円の含み資産を持つといわれておるのでありますが、これららの資金はすべて零細な国民大衆の拠出であります。にもかかわりませず、これらの資金が国民の医療に還元されず、別なものに化けたとあっては、国民は全く浮かばれないと思うのであります。この現状認識を誤った態度、以上が反対の第三の重要な点であります。せん。特に、今回の調査会法により、

















## (自動車損害賠償保障法の一部改正)

第一条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第八十六条の二」に、「第八十七条」を「第八十六条の二」に改める。

第九条第一項中「、第十二条」を削る。

第七十条、第七十一条を「第六十二条、第六十三条第三項(第六十四条第二項及び第六十七条第三項ににおいて準用する場合を含む)、第六十三条第一項(使用者の変更に係る部分に限る)、第七十一条第一項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

軽自動車以外の自動車について、その提示があつた自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から当該自動車検査証の有効期間(有效期間を更新すべき処分の場合においては、更新後の有効期間)又は臨時運行の許可の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでない場合においても、同様とする。

第九条の次に次の二条を加える。

## (保険標章)

第九条の二 保険会社は、軽自動車について第七条第一項の規定により自動車損害賠償責任保険證明書を交付したときは、当該保

險契約者に対して、保険標章を交付しなければならない。

2 保険標章には、運輸省令で定めるところにより、保険期間の満了する期間を表示するものとする。

3 保険標章の有効期間は、保険期間と同一とする。

4 保険契約者は、保険標章が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつた場合その他運輸省令で定める場合には、保険会社に対して、その再交付を求めることができる。

5 保険標章の機式その他保険標章に關する細目は、運輸省令で定める。

6 保険標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

7 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

8 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

9 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

10 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

11 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

12 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

13 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

14 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

15 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

16 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

17 第九条の三 軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険標章を表示してはならない。

2 保険除外標章の有効期間は、運輸省令で定める。

3 第一項に規定する軽自動車は、運輸省令で定めるところにより、保険除外標章とみなす。

4 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

5 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

6 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

7 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

8 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

9 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

10 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

11 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

12 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

13 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

14 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

15 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

16 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

17 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

18 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

19 第九条の二第四項及び第五項並びに第十条の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

2 前項に規定する軽自動車に係る第九条の三第一項の規定の適用については、自家保障標章を用いることとする。

3 第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

4 第八十七条を次のように改める。

第八十七条 次の各号の一に該する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

5 第五条の規定に違反した者は、偽りその他不正の手段によつて準用する。

6 第八十四条中「第四章、前章及び次条」を「第十条の二、第四章、前章及び第八十五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(責任保険の契約の解除等)

第二十条の二 責任保険の契約の当事者は、当該自動車が第十条に規定する自動車又は第五十五条の許可に係る自動車となつた場合、商法第六百四十四条の規定による場合その他運輸省令で定める場合限り、責任保険の契約を解除することができる。

7 その解除(商法第六百四十四条の規定による解除を除く)は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

8 責任保険の契約の当事者は、その契約を合意により解除し、又はその契約に解除条件を附することができない。

9 第六十五条の次に次の二条を加える。

(自家保障標章)

第十条の二 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、前条の規定の適用を受ける軽自動車(政令で定める者が運行の用に供するもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く)について、保有者に対する保険除外標章を交付し

ることとし、自家保障標章を交付しなければならない。

10 第六十五条の次に次の二条を加える。

(自家保障標章)

第十条の二 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、前条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは十万元

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

11 第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

12 第八十七条を次のように改める。

第八十七条 次の各号の一に該する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

13 第五条の規定に違反した者は、偽りその他不正の手段によつて準用する場合を含む。」を加える。

14 第八十九条第一号中「第六十六条第二項」を「第九条の三第三項(第六十五条の二第三項において準用する場合を含む)、第六十六条第二項」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

15 第八十九条第一号中「第六十六条第二項」を「第九条の三第三項(第六十五条の二第三項において準用する場合を含む)、第六十六条第二項」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

16 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

17 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

18 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

19 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

20 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

21 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

22 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

23 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

24 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

25 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

26 第八十四条の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

## (施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定中道路運送車両法第

条の改正規定、同法に第百六条の二を加える文を規定する二項を加

百九条第一号の改正規定、第二条の規定中自動車賃貸業者登録登記

の規定「自動車損害賠償保険法に  
第二十条の二を加える改正規定並  
びに附則第三条の規定は、昭和三

〔昭和三〕  
ひい隊員第三条の規定は、昭和三  
十七年八月一日から施行する。

**第二条** この法律（前条第一項）書二  
過措置)

規定する部分を除く。以下同じ。)の施行の際現に有効な自動車検査

証及び自動車予備検査証の有効期間は、改正後の道路運送車両法第

六十一條第一項（同法第七十一条  
第五項において準用する場合を含

る)の規定にかかわらず、現にこれらに記載されている有効期間によるものとする。

この法律の施行の際に有効な  
自動車検査証の交付を受けて、する

自動車（次条第一項の規定により  
この法律の施行の日前に検査標章

の交付を受けた自動車を除く。)は、改正後の道路運送車両法第六

十六条第一項の規定にかかるわらず、次の各号の区分に従い、それ

それと該名号に掲げる日までは、  
検査標章を表示しなくても運行の  
用に供することができる。

一 昭和三十七年十二月三十一日

されてゐる有効期間が満了する自動車にあつては、その満了の

二、昭和三十七年十一月三十一日

以前に検査標章の交付を受ける

自動車にあつては、この法律施行後最初に交付を受ける日

三一 その他の自動車にあつては、昭和三十七年十二月三十一日

この法律の施行前にした改正する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 陸運局長（道路運送車両法五百五条第二項の規定に基づく政令の規定により同法第五章に規定する陸運局長の権限に属する事務の委任を受けた都道府県知事を今む）は、運輸省令で定めるところにより、次の各号に掲げる自動車の使用者に対して検査標章を交付しなければならない。

一 この条の規定の施行の日から昭和三十七年九月三十日までの間ににおいて自動車検査証の交付又はその有効期間の更新を受けた自動車

二 この条の規定の施行の際現に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車（前款第二項第一号に規定する自動車及びすでに検査標章の交付を受けた自動車を除く。）

前項の検査標章及びその交付については、改正後の道路運送車両法第六十六条第三項及び第四項並びに改正後の自動車損害賠償保障法第九条第二項の規定の例によるものとする。

（自動車損害賠償保障法の改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行に責任保険の契約が締結されている軽自動車については、次の各号の区

分に従い、それぞれ当該各号に掲げる日までは、改正後の自動車損害賠償保険法第九条の三第一項の規定を適用しない。

一 昭和三十八年三月三十一日以前三回に次項の規定により保険標章の交付を受ける軽自動車については、その交付の日

二 昭和三十八年三月三十一日以前に当該保険期間が満了する軽自動車にあつては、その満了の日

三 その他の軽自動車にあつては、昭和三十八年三月三十一日以後は、運輸省令で定めるところにより、この法律の施行の際現に責任保険の契約が締結されている軽自動車(前項第一号に規定する軽自動車を除く。)の保険契約者に対し保険標章を交付しなければならない。

四 この法律の施行の際現に自動車損害賠償保障法第十条の規定の適用を受ける軽自動車(改正後の同法第十条の二第一項に規定する軽自動車に限る。)については、昭和三十八年三月三十一日までは、同条第三項の規定を適用しない。

五 この法律の施行の際現に自動車損害賠償保障法第五十五条の許可に係る自動車である軽自動車については、昭和三十八年三月三十一日までは、改正後の同法第九条の三第一項の規定を適用しない。ただし、当該軽自動車が同法第五十五条の許可に係る自動車でなくなりた場合は、この限りでない。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事高橋清一郎君。

【報告書は会議録追録に掲載】

〔高橋清一郎君登壇〕

○高橋清一郎君 ただいま議題となりました道路運送車両法等の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、御承知のことく、最近における自動車数の増大及びこれに伴う自動車事故の激増にかんがみ、自動車の安全性を確保し、自動車事故による被害者の保護を一そら強化するため、自動車検査制度、自動車損害賠償保障制度の充実、合理化の諸方策につき、所要の改正をいたそらとするものであります。

この法律案は、道路運送車両法の一部改正及び自動車損害賠償保障法の一部改正からなつておりますと、おもなる改正の要点は、第一に、検査標準表、表示制度を新たに設け、自動車検査証の有効期間の終期を表示する検査標準表を表示させること、第二に、指定自動車整備事業制度を新たに設け、自動車検査制度の合理化をはかるとともに、自動車使用者の利便を増進するため、保安基準適合証の交付を受けた場合は、自動車を呈示しなくてよいこと、第三に、自動車検査証等の有効期間をカバーする保険期間のある保険証明書の呈示がないときは、自動車の検査、登録等の処を行なわないこと、第四に、保険標章の表示制度を新たに設け、軽自動車につきましては、保険

期間の終期を表示する保険標章等を表示させること等であります。

本法案は、三月十二日本委員会に予備付託され、三月十四日政府より提案理由の説明を聽取し、四月十三日委員会に本付託になり、四月二十七日、質疑を行ない、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて可決した次第であります。

なお、本案に対し各党共同提案により、車両検査業務の能率化、指定自動車整備事業の厳格なる能力認定、及び保険標章交付事務を、運輸大臣の指定する使用者団体にも行なわせる等を内容とする附帯決議が付されたのであります。

右、御報告申し上げます。（拍手）

工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、首都圈市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 田邊國男君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月二十五日

參議院議長 松野 鶴平  
衆議院議長 清瀬一郎殿

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

第一条第一項第五号中「新設し」の下に「又は増設し」を加える。

第八条第一項第一号及び第二号中「新設の下に「又は増設」を加える。

年法律第十七号の一部を次のように改正する。

第一条中「施設の新設」の下に「及び増設」を加える。

第二条第五項中「千六百平方メートル」を「千平方メートル」に、

「二千平方メートル」を「千五百平方メートル」に、「千平方メートル」を「八百平方メートル」に改める。

第四条第一項中「新設し」の下に「又は増設し」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に当該するときは、その用途変更若しくは利用又は床面積の増加は、制限施設の新設とみなす。

一 制限施設以外の施設の用途を変更し、又は新たに利用することによつて、その施設を制限施設とするとき。

二 一の団地内において作業場又は教室の床面積を増加することによつて、その団地内の作業場又は教室を制限施設とするとき。

三 教室の床面積を增加させた教室を含む)」を削り、「供して

いる」の下に、「又は供しようとしている」を加え、「又は届出をし」を削り、同条第二項中「又は第六条の届出をし」を削る。

第十一条第一項中「新設」の下に「又は増設」を加える。

第十二条第一項中「第六条第四項の規定による届出があつたとき、又は増設され」を加える。

第十五条を次のように改める。

(国の設置する制限施設に関する特例)

第五条 削除

第六条第一項中「遊休施設の」を「新たに」に改め、「新設」の下に「又は増設」を加え、同項に後段として次のように加え、同条第二項から第六項まで削る。

第一条第二項、第三項又は第五項の規定に基づく政令の改正により制限施設の範囲が拡張された際に工事等に係る制限施設の新設又は増設となるものの新設又は増設についても、同様とする。

第七条第一項第五号中「新設し」の下に「又は増設し」を加える。

第八条第一項第一号及び第二号中「新設の下に「又は増設」を加える。

年法律第十七号の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「新設し」の下に「又は増設し」を加える。

第八条第一項第一号及び第二号中「新設の下に「又は増設」を加える。

年法律第十七号の一部を次のように改正する。

第一条中「施設の新設」の下に「及び増設」を加える。

第二条第五項中「千六百平方メートル」を「千平方メートル」に、

「新設の下に「又は増設」を加える。

第九条の見出し中「許可等」と「許可」に改め、同条第一項中「又は第六条第四項(同条第六項の規定に基づく政令でこれに準ずる条項が設けられた場合における当該条項を含む)」

以下同じ)の届出をし」を削り、「又は届出に係る」を「に係る」に改め、又は「これと同一の団地内にある作業場又は教室を含む」を削り、「供して

いる」の下に、「又は供しようとしている」を加え、「又は届出をし」を削り、同条第二項中「又は第六条の届出をし」を削る。

第十一条第一項中「新設」の下に「又は増設」を加える。

第十二条第一項中「第六条第四項の規定による届出があつたとき、又は増設され」を加える。

第十五条を次のように改める。

(国の設置する制限施設に関する特例)

第五条 削除

第六条第一項中「遊休施設の」を「新たに」に改め、「新設」の下に「又は増設」を加え、同項に後段として次のように加え、同条第二項から第六項まで削る。

第一条第二項、第三項又は第五項の規定による改正により制限施設の新設又は増設となるものの新設又は増設についても、同様とする。

第七条第一項第五号中「新設し」の下に「又は増設し」を加える。

第八条第一項第一号及び第二号中「新設の下に「又は増設」を加える。

年法律第十七号の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「新設し」の下に「又は増設し」を加える。

第八条第一項第一号及び第二号中「新設の下に「又は増設」を加える。

年法律第十七号の一部を次のように改正する。

第一条中「施設の新設」の下に「及び増設」を加える。

第二条第五項中「千六百平方メートル」を「千平方メートル」に、

「新設の下に「又は増設」を加える。

年法律第十七号の一部を次のように改正する。

第一条中「施設の新設」の下に「及び増設」を加える。

第二条第五項中「千六百平方メートル」を「千平方メートル」に、

「新設の下に「又は増設」を加える。

年法律第十七号の一部を次のように改正する。

第一条中「施設の新設」の下に「及び増設」を加える。

第二条第五項中「千六百平方メートル」を「千平方メートル」に、

「新設の下に「又は増設」を加える。

に係る制限施設の新設又は増設については、なお從前の例による。

この法律の施行の際現に工業等の制限区域内において教室をその用に供している学校の設置者で、この法律の施行の日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事に届け出たものが、当該教室が存していた団地のこの法律の施行の際ににおける区域内において当該教室の床面積を増加させる場合に、その教室は、大学の理学若しくは工学系の学部又は高等専門学校の用に供する教室については当分の間、その他他の教室についてはこの法律の施行日から起算して三年以内に限り、この法律による改正後の第四条第一項の規定を適用しない。

附則第二項の規定は、前項の三年の期間の経過の際現に工業等の制限区域内において施行されている工事に係る制限施設の新設又は増設について準用する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほつて第四条第一項ただし書のをもつて第四条第一項ただし書の許可があつたものとみなす。

該制限施設を管理する行政機関の長と知事との協議が成立することをもつて第四条第一項ただし書の許可があつたものとみなす。

又は増設する場合においては、当該制限施設を管理する行政機関の長と知事との協議が成立することをもつて第四条第一項ただし書の許可があつたものとみなす。

第十五条を次のように改める。

4 附則第二項の規定を適用しない。

第三章 雜則(第三十一条—第三十三条)

第四章 罰則(第三十六条—第三十九条)

第五章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(第十八条—第二十一条)

第六章 第二節 測量、調査及び土地の収用等(第八条—第十一条)

第七章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(第二十六条—第二十七条)

第八章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(三十一条—第三十三条)

第九章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(二十六条)

第十章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(二十七条)

第十一章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(二十八条)

第十二章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(二十九条)

第十三章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(三十条)

第十四章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(三十一条)

第十五章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(三十二条)

第十六章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(三十三条)

第十七章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(三十四条)

第十八章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(三十五条)

第十九章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(三十六条)

第二十章 第二節 造成敷地等の処分及び管理等(三十七条)

第一条の前に次の目次及び章名を以て行なわれる。

1 目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業(第四条—第七条)

第二節 測量、調査及び土地の測量等(第十八条—第二十一条)

第三節 造成敷地等の処分及び管理等(第二十六条—第二十七条)

第四節 補則(第二十七—第二十九条)

第五節 雜則(第三十一条—第三十三条)

第六節 造成敷地等の処分及び管理等(三十一条—第三十三条)

第七節 造成敷地等の処分及び管理等(三十二—三十四)

第八節 造成敷地等の処分及び管理等(三十五—三十七)

第九節 造成敷地等の処分及び管理等(三十八—三十九)

第十節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第十一節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第十二節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第十三節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第十四節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第十五節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第十六節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第十七節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第十八節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第十九節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第二十節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第二十一節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)

第二十二節 造成敷地等の処分及び管理等(四十—四十)







造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第九条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三 第十四条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

四 第二十四条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

五 第二十五条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成工場敷地を権利者に引き渡した者

六 第二十五条第二項の規定により附した条件に違反した者

第三十八条 第十二条第二項又は第二十六条第二項の規定による法律案は、最近の首都に対する産業及び人口の過度集中が、首都の機能を著しく低下せしめている実情にかんがみまして、既成市街地内における工場、学校等の新增設に対する制限を強化し、他方、工業衛生都市における工業団地造成事業を強力に促進させることによつて、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、この適正配置をはかる目的で提出されたのであります。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第三十六条

造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第九条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三 第十四条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

四 第二十四条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

五 第二十五条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成工場敷地を権利者に引き渡した者

六 第二十五条第二項の規定により附した条件に違反した者

第三十八条 第十二条第二項又は第二十六条第二項の規定による法律案は、最近の首都に対する産業及び人口の過度集中が、首都の機能を著しく低下せしめている実情にかんがみまして、既成市街地内における工場、学校等の新增設に対する制限を強化し、他方、工業衛生都市における工業団地造成事業を強力に促進させることによつて、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、この適正配置をはかる目的で提出されたのであります。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第三十六条

又は第三十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第三十条の規定は、行政不服審査法の施行の日から適用する。

##### (都市計画法の一部改正)

2 都市計画法の一部を次のよう改訂する。

第十一条第一項「土地区画整理事業」の下に、第十三条ノ工業団地造成事業」を加える。

##### (都市計画法の一部改正)

3 第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条 都市計画区域内ニ於ケル工業都市トシテ发展セシムルコトヲ適當トスル首都圈整備法

##### (都市計画法の一部改正)

4 建設省設置法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のよう改訂する。

第三条第五号の九の次に次の二号を加える。

##### (建設省設置法の一部改正)

5 の十 首都圈市街地開発区域整備法（昭和二十三年法律第百三十三号）による工業団地造成事業に關する事務を管理すること。

##### (建設省設置法の一部改正)

6 第二条第一項第一号中「水防法」を「首都圈市街地開発区域整備法（昭和二十三年法律第百三十三号）」の規定の適用がある場合を除く。」を加える。

第六十五条の三第一項第一号中「買取られた場合」の下に「（第六十四条第一項第二号又は第六十五条第一項第一号の規定の適用がある場合を除く。）」を加える。

第六十五条の三第一項第一号中「買取られた場合」の下に「（第六十四条第一項第二号又は第六十五条第一項第一号の規定の適用がある場合を除く。）」を加える。

まず、その内容について簡単に御説明申し上げます。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案は、

第一に、工場、学校等の制限施設の基準を、工場の作業場については千六百平方メートル以上であつたものを千五百平方メートル以上に、各種学校の教室に

専門学校の教室については、二千平方メートル以上であつたものを千五百平方メートル以上に、各種学校の教室に

九十八号）による工業団地造成事業に關する事務を管理すること。

第一に、工業団地造成事業は、市街地開発区域に関する整備計画に基づき、一定の条件に該当する土地の区域について、都市計画事業として施行することとし、その施行者は、都県、都県の加入する一部事務組合及び日本住宅公団といたしております。

第二に、本事業の円滑な施行を確保するため、施行者に測量及び調査のための土地の立ち入り、障害物の伐除等の権限を与え、建築行為等の制限の措置を講じております。

第三に、本事業施行上必要な場合には、施工区域内の土地等について、これを収用することができるとしております。

第四に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第五に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第六に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第七に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第八に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第九に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第十に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第十一に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第十二に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第十三に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第十四に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第十五に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第十六に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第十七に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第十八に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第十九に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第二十に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第二十一に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第二十二に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第二十三に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第二十四に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第二十五に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第二十六に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第二十七に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第二十八に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第二十九に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。

第三十に、造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとしております。



（議案送付）

一、昨二十六日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国土調査促進特別指置法案  
一、昨二十六日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

道路交通法の一部を改正する法律案  
ばい煙の排出の規制等に関する法律案  
行政事件訴訟法案  
行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案  
海外技術協力事業団法案  
自転車の保管場所の確保等に関する法律案  
一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。  
一、昨二十六日、參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。  
外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案  
工事用水法の一部を改正する法律案  
輸出保険法の一部を改正する法律案  
（議案撤回）  
一、昨二十六日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。

（議案撤回通知）  
産業と雇用の適正配置に関する法律  
案（井手以誠君外十八名提出）  
一、次の議案は、昨二十六日、委員会  
において撤回を許可した旨参議院に  
通知した。  
産業と雇用の適正配置に関する法律  
案（井出以誠君外十八名提出）

4 調査会の事務を処理させること。  
5 調査会の存続期間は二年となること等である。

## 二 議案の可決理由

社会保険等の診療報酬の決定についての過去の経緯にかんがみ、臨時医療報酬調査会を設置することは時宜に適するものと認め、案は多数をもつて原案の通りすべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算  
理府所管において、四百四万九千円を計上している。

右報告する。

昭和三十七年四月二十六日

社会労働委員長 中野 四郎

たつた適正な産業配置の推進のために、地方に新産業都市を建設し、これをその地方の開発発展の中核として、産業と人口が大都市へ集中することを防止するとともに地域格差の是正に寄与せしめる目的を有するもので、その主な内容は次のとおりである。

する資金の確保に努めるものとする。

6 地方公共団体が新産業都市の区域内に工場を新增設する者に対して地方税の減免をしたときは、地方交付税の算定につき特別の措置を講ずるものとする。

7 新産業都市の一體的な建設を促進するため、関係市町村は、その規模の適正化等について特別の配慮をするものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、新産業都市の建設の促進を図つて、大都市における人口及び産業の過度の集中の防止及び地域格差の是正に寄与するための措置として、有効適切なものと認めるが、法律の目的に「雇用の安定」を加えることその他規定の追

加等を行なう必要があると認めるので、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

(議案撤回通知) 産業と雇用の適正配置に関する法律案(井手以誠君外十八名提出)において撤回を許可した旨参議院に通知した。

産業と雇用の適正配置に関する法律案(井出以誠君外十八名提出)

臨時医療報酬調査会設置法案  
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

社会保険等の診療報酬は、厚生大臣が中央社会保険医療協議会に諮詢して決定しているが、従来の経緯にかんがみ、社会保険等の適正な診療報酬の決定に資するため、總理府に臨時医療報酬調査会を設置しようとするものである。

本案の要旨は、

1 調査会は、内閣總理大臣の諮問に応じ、適正な医療報酬の算定の基準に関する事項を調査審議することともに、これに關し自ら調査審議して、内閣總理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

2 調査会は委員五人をもつて組織し、委員は学識経験者のうちから内閣總理大臣が任命することとし、また専門的事項を調査審議させるため専門委員を置くことができる。

3 調査会は、関係行政機関等に對し、資料の提出その他必要な協力を求めるができることとし、関係団体に對しては、その意見を申し出る機會を与えるなければならないこと。

4 調査会の事務を処理させ  
め事務局をおこすこと。  
5 調査会の存続期間は二年と  
ること等である。

たつた適正な産業配置の構造のもとに、地方に新産業都市を建設し、これをその地方の開発発展の中核として、産業と人口が大都市へ集中することを防止するとともに地域格差の是正に寄与せしめることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請及び関係各大臣の要請に基づき、新産業都市の区域を指定する。

2 区域の指定があつた関係都道府県知事は、内閣総理大臣から指示された「建設基本方針」に基づき、工業開発の目標、施設の整備等の大綱及び必要な経費等の内容とする「新産業都市建設基本計画」を作成し、内閣総理大臣の承認を得るものとする。

3 総理府に新産業都市建設審議会（低開発地域工業開発審議会）を吸収）を設置する。

4 国及び地方公共団体は、建設基本計画の達成のために、施設の整備、土地の取得、地方起債等について特別の措置を講ずるものとする。

5 国及び地方公共団体は、新産業都市の建設に寄与すると認められる工業等の事業者が必要と

する資金の確保にあらざるものと  
区域内に工場を新増設する者に  
対して地方税の減免をしたときは、  
は、地方交付税の算定につき特  
別の措置を講ずるものとする。

7 新産業都市の一体的な建設を  
促進するため、関係市町村は、  
その規模の適正化等について特  
別の配慮をするものとする。

## 二 議案の修正議決理由

本案は、新産業都市の建設の促  
進を図つて、大都市における人口  
及び産業の過度の集中の防止及び  
地域格差の是正に寄与するための  
措置として、有効適切なものと認  
めるが、法律の目的に「雇用の安  
定」を加えることその他規定の追  
加等を行なう必要があると認める  
ので、これを別紙のとおり修正議  
決すべきものと議決した次第であ  
る。

なお、本案に対し別紙のとおり  
の附帯決議を附することに決し  
た。

右報告する。



府長官又は首都圈整備委員会を経由しなければならない。  
 (建設基本計画の内容)  
 第十一条 建設基本計画には、第一号から第四号までに掲げる事項の大綱及び第五号に掲げる事項について定めるものとする。  
 ○開発すべき工業の業種及びその規模  
 ○工業開発の目標  
 等に掲げる事項の  
 二 人口の規模及び労働力の需給  
 三 土地利用  
 四 次に掲げる施設の整備  
 五 施設  
 ハ 道路、鉄道、港湾等の輸送  
 ハ 工場用地  
 ハ 住宅及び住宅用地  
 ハ 工業用水道  
 ハ 水道及び下水道  
 ハ 教育施設及び厚生施設  
 ハ 職業訓練施設  
 (新産業都市建設審議会)

第十二条 前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算  
 (新産業都市建設審議会)  
 第十三条 この法律及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)によりその権限に属せしめられる事項を処理するため、新産業都市建設審議会(以下「審議会」という。)を置く。  
 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、新産業都市の建設の促進に關する重要な事項について調査審議する。  
 第十四条 審議会は、新産業都市の建設の促進に関する重要な事項について、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。  
 第十五条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

第十八条 国の行政機関の長、都道府県知事又は港湾管理者の長は、新産業都市の区域内の土地を、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設並びに水道及び下水道の用に供するため、公有水面埋立法(昭和二十年法律第五十七号)、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、新産業都市の建設が促進されるよう配慮するものとする。  
 第十九条 地方公共団体が建設基本計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起これば地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。(資金の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、建設基本計画に適合し、新産業都市の建設の促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、新産業都市の区域内において行なう工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれららの施設の用に供する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。(地方税の不均一課税に伴う措置)

第二十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の二に規定により、政令で定める地方公共団体が、新産業都市の区域内において市町村合併促進法第九条の三の区域の一部をその区域とする市町村(以下「関係市町村」という。)は、市町村合併(関係市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)によりその規模の適正化並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配置しなければならない。

第二十二条 市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)又は新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第二百六十四号)の当該規定によつて、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)又は新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第二百六十四号)におけるものに限る。(のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの額は、当該各年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該年度の翌年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかるわらず、当該地方公共団体の当該各年度の減収額(固定資産税の取扱いにあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの額は、当該各年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該年度の翌年度における基準財政収入額と同一の額から控除した額とする。)(関係市町村の規模の適正化等)

第二十三条 新産業都市の一体的な建設を促進するため、新産業都市建設委員会の委員の任期及び定数

第一 関係市町村の議会の議員の任期及び定数

第二 農業委員会の議員の任期及び選挙区

第三 都道府県の議会の議員の選挙区

第四 一部事務組合等

第五 国の財政援助

第六 地方交付税の不均一課税

第七 地方交付税の算定

第八 町村合併促進法第九条の三

第九 町村合併促進法第十一条の五

第十 町村合併促進法第二十条の二

第十一 新市町村建設促進法第二十二条及び附則第六項

